

平成27年第4回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成27年12月4日 午前10:00

○散 会 午後 2:10

○出席議員（19名）

1番 鑑 仁 志	2番 堀 井 克 見	3番 佐々木 嘉 一
4番 小 林 悟	5番 澤 井 昭二郎	6番 藤 原 幸 雄
8番 藤 原 典 男	9番 西 村 武	10番 千 田 正 英
11番 戸 田 俊 樹	12番 菅 原 理恵子	13番 中 川 光 博
14番 佐 藤 義 久	15番 児 玉 春 雄	16番 大 谷 貞 廣
17番 伊 藤 正 吉	18番 菅 原 久 和	19番 鈴 木 斌次郎
20番 伊 藤 榮 悦		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 藤 原 貞 雄
市民福祉部長 畠 山 靖 男	福祉事務所長 兼社会福祉課長 川 上 裕 隆
産業建設部長 渡 部 智	水 道 局 長 鈴 木 利 美
教 育 部 長 小 玉 隆	財 政 課 長 (部長待遇) 塚 本 光
総 務 課 長 栗 山 隆 昌	企 画 政 策 課 長 菅 原 剛
税 務 課 長 藤 原 久 基	市 民 課 長 門 間 正 博
長寿社会課長 伊 藤 巧	産 業 課 長 桜 庭 春 樹
都市建設課長 菅 原 靖 仁	上 下 水 道 課 長 伊 藤 貢
幼児教育課長 佐々木 雅 輝	文 化 ス ポ ー ツ 課 長 仲 山 和 法

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 清 孝	議会事務局次長 鈴 木 整
----------------	---------------

平成 27 年第 4 回 潟上市議会定例会日程表（第 1 号）

平成 27 年 1 2 月 4 日（1 日目）午前 10 時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長、議会改革推進会議委員長、
常任委員長（視察研修報告））
- 日程第 4 行政報告（市長、教育長）
- 日程第 5 報告第 1 2 号 専決処分の報告について（潟上市立保育施設を秋田県大館
市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議）
- 日程第 6 議案第 7 3 号 潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用に関する条例（案）について
- 日程第 7 議案第 7 4 号 潟上市個人番号カードの利用に関する条例（案）について
- 日程第 8 議案第 7 5 号 潟上市印鑑条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第 7 6 号 潟上市市税条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 10 議案第 7 7 号 潟上市入湯税条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 11 議案第 7 8 号 潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）に
ついて
- 日程第 12 議案第 7 9 号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 13 議案第 8 0 号 潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 14 議案第 8 1 号 潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 15 議案第 8 2 号 潟上市昭和歴史民俗資料館設置条例を廃止する条例（案）
について
- 日程第 16 議案第 8 3 号 追分自治会館の指定管理者の指定について
- 日程第 17 議案第 8 4 号 羽立神明自治会館の指定管理者の指定について
- 日程第 18 議案第 8 5 号 天王漁業集落運動広場の指定管理者の指定について
- 日程第 19 議案第 8 6 号 鞍掛沼公園 3 施設の指定管理者の指定について

- 日程第 2 0 議案第 8 7 号 ブルーメッセあきた関連 3 施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 1 議案第 8 8 号 平成 2 7 年度潟上市一般会計補正予算（第 5 号）（案）について
- 日程第 2 2 議案第 8 9 号 平成 2 7 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 3 議案第 9 0 号 平成 2 7 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 4 議案第 9 1 号 平成 2 7 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 5 議案第 9 2 号 平成 2 7 年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 6 議案第 9 3 号 平成 2 7 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 7 議案第 9 4 号 平成 2 7 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 8 議案第 9 5 号 平成 2 7 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 9 同意第 8 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 0 同意第 9 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 1 陳情第 1 2 号 必要な医療・介護がうけられ、安心して暮らせる年金制度など「社会保障の充実を国に求める」意見書提出の陳情書
- 日程第 3 2 陳情第 1 3 号 「介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現」の意見書を求める陳情書
- 日程第 3 3 陳情第 1 4 号 沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書の採択を求める陳情
- 日程第 3 4 陳情第 1 5 号 T P P 交渉に関する陳情

午前10時00分 開会

○議長（伊藤榮悦） 皆さんおはようございます。傍聴席の皆様、朝早くからご苦勞様です。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これから平成27年第4回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（伊藤榮悦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、5番澤井昭二郎議員、6番藤原幸雄議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（伊藤榮悦） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの15日間と致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月18日までの15日間に決定しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（伊藤榮悦） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付したとおりであり、朗読、説明は省略しますが、潟上市議会議員政治倫理審査会からの報告について申し上げます。

既にご承知のとおり、西村議員に対し、潟上市議会議員政治倫理条例第8条に基づき審査請求書が提出され、政治倫理審査会に審査を求めた結果、同条例第9条に基づき議員辞職勧告が相当であるとの報告を受けております。詳細につきましては、先般皆さんにお配りしたとおりであります。議長として西村議員に対しましては、審査結果を尊重するとともに議員政治倫理条例を遵守する旨を伝えております。

議員の皆さんには、いま一度、本市議会の規範として制定されました潟上市議会基本条例を鑑みていただきたいと思います。私たち議員には、二元代表制の議事機関として

市民の負託に応える責務と、市民全体の福祉の向上及び地域社会の活力ある発展を目指すという使命が課されております。また、議員は市民全体の代表者としてその高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、市民の疑惑を招くことのないよう、良心と責任感を持って行動すべく、議員の政治倫理についても規定されております。さらに、その具体性を示した潟上市議会議員政治倫理条例も制定されております。議員各位におかれましては、これらの条例等を遵守し、市民の信頼に全力で応えていただきたいと思います。そして、市民に開かれた議会、活力と魅力あふれるまちづくりの実現に向け邁進したいと思いますので、今後とも皆様のご理解、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

以上であります。

それでは、議会運営委員長からの報告を行います。3番佐々木議会運営委員長。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（佐々木嘉一） 皆さんおはようございます。

議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、11月25日、提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、正副議長、当局からの説明員として副市長、総務部長の出席のもとに開催致しております。また12月1日には、一般質問、陳情の取り扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として、委員、正副議長の出席のもとに開催を致しております。

本定例会の運営についてご報告致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において、当局より提案理由の概要説明を受けた結果、報告第12号については、本日の本会議にて報告、議案第73号の条例制定（案）は、総務文教常任委員会へ付託、議案第74号の条例制定（案）は、社会厚生常任委員会へ付託、議案第75号の条例改正（案）は、社会厚生常任委員会へ付託、議案第76号及び第77号の条例改正（案）は、総務文教常任委員会へ付託、議案第78号及び第79号の条例改正（案）は、社会厚生常任委員会へ付託、議案第80号の条例改正（案）は、産業建設常任委員会へ付託、議案第81号の条例改正（案）及び議案第82号の条例廃止（案）は、総務文教常任委員会へ付託、議案第83号及び第84号の指定管理者の指定については、総務文教常任委員会へ付託、議案第85号から第87号までの指定管理者の指定については、産業建設常任委員会へ付託、議案第88号から議案第95号までの各会計の補正予算（案）は、所管の常任委員会へ付託。なお、各常任委員会の運営にあたっては、先に議会基本条例第10条に規定す

る議員間の自由討議に関することについては、第2回定例会各常任委員会において実施しておりますので、申し添えたいと思います。同意第8号及び第9号については、本日の本会議にて審議という区分で行うことと致します。付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認くださるようお願い致します。

陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託することと致しております。

一般質問について申し上げます。

一般質問については、6名の通告者がありました。

抽選の結果、12月8日火曜日の1番目に16番大谷貞廣議員、2番目に9番西村武議員、3番目に17番伊藤正吉議員、12月9日水曜日の1番目に12番菅原理恵子議員、2番目に8番藤原典男議員、3番目に4番小林悟議員となりましたので、宜しく願い申し上げます。

常任委員会審査について申し上げます。

常任委員会審査は、各委員会とも、12月10日木曜日の午前10時からの開会と致します。

次に、行政視察研修の報告について申し上げます。

今年度の議員の行政視察研修について、各常任委員長から議長宛てに報告書が提出されております。各常任委員長より、報告書に沿って視察の概要について簡潔に報告をいただくことと致しております。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（伊藤榮悦） 議会運営委員長の報告を終わります。

次に、議会改革推進会議委員長の報告を行います。6番藤原幸雄議会改革推進会議委員長。

【議会改革推進会議の報告】

○議会改革推進会議委員長（藤原幸雄） 皆さんおはようございます。

議会改革推進会議のご報告を致します。

本推進会議では、予算・決算特別委員会の設置に向けた協議・検討を重ねております。特別委員会の設置目的については、皆様ご承知のとおり、予算・決算は分割付託すべきでないとする前提がありますので、これに沿った形で見直しをしていきたいと考えております。しかしながら、本市ではこれまで委員会中心主義の議案審査を行ってきた関係

から、特別委員会等の設置をするとすると、委員会条例や会議規則の改正の有無、議会運営基準や申し合わせ事項の確認、さらには会期の見直しや市当局との協議など、細部にわたる調整が必要となってきます。また、審査の形態や会議の進め方が変わることから、議会運営基準等の骨格部分を整理すべく、現在その作業に取りかかっております。今後素案ができ次第、皆様にご報告をし、協議・検討を重ねてまいり所存でございます。基本的には議員全員で審査するような体制を考えているとともに、運用については3月定例会を目指しておりますので、皆様のご理解、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

以上で議会改革推進会議のご報告を終わります。

委員長 藤原幸雄でございます。ありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） 議会改革推進会議委員長の報告を終わります。

次に、各常任委員会の視察研修報告を行います。

なお、報告書は事前に配付しておりますので、内容については簡潔に発言席にて報告願います。

はじめに、総務文教常任委員長の報告を求めます。16番大谷総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員会の報告】

○総務文教常任委員長（大谷貞廣） 皆さんおはようございます。大変ミスして申し訳ございません。傍聴者の皆さん、ご苦勞様でございます。

それでは、総務文教常任委員会の行政視察報告を致します。

研修年月日 平成27年10月7日、8日、9日

視察研修先 福井県越前市、敦賀市

研修委員 佐々木嘉一、西村武、千田正英、鈴木斌次郎、堀井克見、大谷貞廣

随行職員として、議会事務局長伊藤清孝。

研修内容ですけれども、越前市は福井県の県下有数の産業都市であります。

研修内容について、まちづくり懇話会とその後についてなんですけれども、越前市の人口は、現在の人口構造からさらに今後も人口が減少し、少子高齢化が進むであろうと予想されております。平成37年度に北陸新幹線金沢・敦賀間の開業及び南越駅（仮称）の開業が予定され、同市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化することが予想されて、市民を交えた議論を行うために、学識経験者をはじめ各界各層の市民代表25名により「越前市まちづくり懇話会」を組織して、平成24年6月の設立以来15回にわたり、20年、30年後を見据えた、まちづくりの方向性及びその実現に向けた戦略的取り組み等につい

て議論を重ねて、平成26年1月に最終報告書を市長に提出しております。

まちづくりの大前提として安全・安心とし、まちづくりの基本戦略方向性、「成熟社会にふさわしいまちづくり」「まちづくりはひとづくり」「ひとびとが暮らし継ぐために」との3本柱として、市民と行政との協働によるまちづくりに取り組むとしております。

中でも、現在、国と地方が一体となって取り組んでいる人口減少の対策については、北陸新幹線「南越駅」周辺整備や平成29年度着工予定の新庁舎建設地周辺を中心に、商業、医療、金融機関など都市施設を集積し、インフラ整備後に定住化を進めるとし、そして多様な市民参画の場、機会をつくるのが、老若男女が生き生きと暮らせるまちづくりを目指す。将来世代の負担増につながる都市拡大型のまちづくりから成熟型のまちづくりへと転換して、集積されたインフラ機能を維持活用しながら、コンパクトで持続的に発展するまちづくりを進めるとしております。市内270の町内会を170地区に区割りし、市民が主体的に自治会活動やまちづくりへの参画ができるよう、毎年1億円以上を自治振興費として予算計上しております。

次に敦賀市、研修テーマは、地産地消の学校給食についてでありましたけれども、給食の現状は、単独調理式の小学校8校、中学校3校、給食センター方式、小学校5校、中学校2校、米飯のみのセンター受配は、小学校2校、中学校2校となっており、1日当たりの給食数は約6,000となっております。

ご多分に漏れず、敦賀市も学校給食の県内産食材の使用率は21.5%、県内市町で最も低い状況にあるとしております。敦賀市では、「食」を通じて「心・体・地域を育てる」を基本理念に、平成25年度を初年度として29年度まで5カ年の目標を定めた「敦賀市食育推進計画」を策定しております。各年代のライフステージに応じた食育の推進を掲げ、特に少年期においては、「バランスのよい食事を学ぶ」「体験活動等で食の大切さを学ぶ」を目標に掲げております。食育や食材の地消につなげるよう、市内の小・中学校、幼稚園の給食調理員40名から、地場産の農水産物を使った給食メニューを募集して、その中の優秀作品3点を給食の新メニューに追加すると。地場産農産物を使用した給食用パンは年に数回提供し、ご飯を主食とした新たなメニューが加わることになり、学校関係者は大きな期待を寄せているということでありました。

地産地消の低迷理由については、市の面積、これは251.3平方キロメートルの80%が山林で耕作面積が少ない中で、米単一農家が75%を占め、野菜農家は10%という現状が

大きなネックとなっているとのことでした。栄養士や職員が直接農家を訪問して野菜の提供をお願いしているということでありました。

以上でございます。

- 議長（伊藤榮悦） 次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。1番鑑社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員会の報告】

- 社会厚生常任委員長（鑑 仁志） 皆さんおはようございます。傍聴者の皆様は、朝早くから大変でございます。

それでは、社会厚生常任委員会の研修の報告をしたいと思います。

研修年月日 平成27年10月28日、29日、30日

視察研修先 北海道栗山町、室蘭市、登別市

研修委員 澤井昭二郎、戸田俊樹、伊藤正吉、伊藤榮悦、菅原久和、鑑仁志

随行職員は、議会事務局石川保則さんでお願いしました。

研修内容であります。北海道栗山町の町の概要は、北海道の空知管内の南部に位置し、東は夕張山系に続く穏やかな丘陵と、北はクッタリ山系をもって岩見沢市と接しております。人口は1万2,540人です。

研修テーマ くりやま健康マイレージ事業についてであります。

栗山町では、健康づくり推進協議会が実施する事業（講演会、共催事業等）及び町が実施する健康づくり事業（各種健（検）診、講演会、研修会）、これに参加した方にはポイントを一定付与し、一定のポイントがたまれば賞品と交換することができる「くりやま健康マイレージ事業」を、平成25年度から実施しています。ポイントカードを1世帯に1枚配付しており、町の検診もポイントの対象となるため、受診率の向上にもつながっています。今年度の実施期間は町民の利便性を考慮し、平成27年4月から平成29年3月31日までの2年間としております。

町民の健康意識、事業内容を町民へ浸透するための検討事項で、町広報やホームページに力を入れております。推進員とも健康連携を強化しており、現在は「笑いヨガ教室」、75歳前後の高齢者が多数参加しており、今後は実績等を踏まえ、介護予防の事業とも連携を図り、マイレージポイントのさらなる発行、検診等のPRを行い、受診率の向上を目指しています。

次に北海道室蘭市であります。人口は8万8,662人。

研修テーマ 子育て支援事業であります。

室蘭市は、人口が昭和45年の18万人台をピークに減少しています。地理的に平地が少ないため宅地ができないなどの要因が考えられ、約半世紀近く人口減少が進んでおります。特に20代から40代の子育て世代の転出が多く、現在の人口はピーク時の約半分となっており、市の高齢化率は33.8%となっております。人口減少に歯どめをかけることが市の急務となっております。市では、今年7月から子どもに関する関係部署5課を集約し、「子育て支援室」を新設し、子ども子育て新制度、保育所、児童手当、幼稚園、放課後児童クラブなどの子育て支援事業を一元化しています。また、子育て支援の主旨に賛同していただける事業者の方から、「子育て応援団登録制度」に登録いただき、子育て関係誌の設置や配布などの情報提供や、子育て世帯の飲食代や商品、施設の割引などの負担軽減サービスを行っております。事業所内には授乳室やベビーベッドを設置するなど、外出しやすい環境の整備を提供しております。市全体で子育てを応援していく制度を実施しています。市では登録後に事業者に認定証を交付し、取り組みに必要な経費として1万円まで助成しています。これまで登録制度開始から約100団体が登録しています。市広報やホームページで、登録者とその取り組みや事例を広くPRしているところでもあります。

次に、北海道登別市の概要でございます。北海道の南西部に位置し、室蘭市、伊達市と接しています。支笏湖国立公園の中核に位置し、登別温泉を控えている北海道有数の観光都市であります。人口は5万241人。

研修テーマ 高齢者福祉事業（登別市くらしあったか便利帳）についてであります。

全国的に高齢社会が進む中、登別市の高齢化率は32.8%となっております。交通手段を持たない高齢者にとっては、徒歩や自転車圏内での小売りを担ってきた商店街やスーパーが閉店することで、地域住民が生活用品などの購入に困るという社会問題、いわゆる「買い物難民」が、市でも問題になっていきます。食料品や日常生活必需品を購入することは、医療や介護と同様に生活していく上では欠かせないものであります。そのため市では、買い物難民の生活を支援するために、店に注文した食料品などを配達してくれるサービスや、自宅に床屋、クリーニング店が訪問してくれるサービスなど、情報収集や発信を一覧にまとめた「くらしあったか便利帳」を作成し、高齢者に情報提供していきます。高齢者の生活支援サービスができるほかに、顔と顔を合わせる機会が増えることから「見守り」ができ、支援が必要な高齢者の早期発見、介入につなげることができま

す。福祉関係者と商工業者とのネットワークが構築でき、さらなる高齢者支援の充実につなげる狙いもあります。

なお、登別市は全国の市で介護保険料が一番安く、要因としては、各種保健教室を充実してきたことにより介護認定者が少なく、介護度も低い方が多いようです。そのため市では、介護予防につながることを目指し、スーパーなどの業者とも連携し、高齢者が自らバスを利用し買い物に出向く「買い物支援サービス」を検討しており、今後、本市の取り組みについても参考になるのではないかなと研修してまいりました。

以上、社会厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（伊藤榮悦） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。13番中川産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員会の報告】

○産業建設常任委員長（中川光博） おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会の行政視察研修を報告致します。

研修年月日は、10月14日、15日、16日。

研修先は、兵庫県赤穂市、そして岡山県笠岡市、この2つに研修に行つてまいりました。

研修委員 小林悟、藤原幸雄、藤原典男、菅原理恵子、中川光博

随行の職員は、事務局の鈴木整さんをお願いしております。

今回の研修は、特に観光に特化した研修と致しました。

1つ目、兵庫県赤穂市の研修を報告致します。

赤穂市につきましては、兵庫県と岡山県の境界に位置し、ご存じのとおり赤穂浪士と赤穂の甘塩が有名であります。人口は4万9,000人。予算規模は、一般会計で256億円、そのほかに特別会計、病院事業会計、あるいは老人保健施設事業会計、さらには水道事業会計等々、合計554億円の予算で事業を行つていらっしゃいます。赤穂市は、神戸市、明石市、姫路市などのメジャーな観光都市と渡り合つておりまして、年間の観光客の入込数は、ほぼ150万人前後で推移をしております。

今回の研修のテーマは、赤穂観光アクションプログラムについて研修をしてまいりました。

従来赤穂市におきましては、「忠臣蔵のふるさと」あるいは「塩のまち」といったイメージを中心に観光事業を進めてまいりましたが、さらにバージョンアップを図るとい

う内容から、特に観光リピーターの増加、滞在型観光客の増加を狙っております。さらに2つ目としては、ライバルの姫路市や近隣のたつの市などと広域的な観光ルート等の整備、あるいは共同でのPR活動を軸とした戦略を展開しているとのことでした。本年度27年度は180万人の観光客を目標としております。

アクションプランの中身については、もう多種多彩、かなり多くありますけれども、紹介する内容としてはここに書いてありますとおり、観光資源の発掘及び普及、こういうことです。あとは、従来の赤穂市の魅力のほかに、さらに魅力の再発見ということでいろいろ取り組んでおります。さらに交通の充実ということでは、快速電車、これを増発を推進しましょうということで取り組んでおります。さらには、おもてなしの強化ということでは、観光ボランティアガイドのさらなる育成・支援、ガイドシステムの導入等に取り組んでおりました。先ほどの広域観光の推進につきましても、観光ルートの開発はもちろんですが、JRとも提携しながら赤穂線沿線の観光の推進にも取り組んでおります。

特に驚かされたのは、この赤穂市観光客の動態調査についてであります。これはかなりきめ細かくその観光客の入込動向を分析しております。形態別（日帰り、宿泊、県外、県内、利用交通機関）、2つ目としては目的別というので、どこに来たのか行くのか、こういうこととあわせて、かなりきめ細かく観光客の動向を分析しておりました。さらには経済波及効果等の分析ということでは、観光の消費額、直接効果でどれくらい消費があったか、こういうこととか、生産の誘発額、直接効果プラス間接効果ということで、こういう点もかなり細かく分析しておりましたし、さらには付加価値誘発額ということにおきましては、賃金や営業利益、あるいは就業者誘発数の把握等々、地域経済の観光産業のその重要な点を数値でしっかりと評価しておりました。

2つ目の研修ですけれども、これは岡山県の笠岡市ということで、道の駅「笠岡ベイファーム」、これを研修してまいりました。

この笠岡市は岡山県と広島県の境界に位置しておりますけれども、さらに瀬戸内海の7つの人のいる島、有人島も包含していらっしゃいます。人口は5万1,000人。会計規模は、一般会計が226億円等々合わせまして、合計661億円の事業規模の市であります。特に笠岡市は瀬戸内海に広大な干拓地を有しております。この干拓地を中心に野菜の露地栽培、花きなどの施設栽培、さらには畜産が大規模に行われております。また、世界にただ一つ生きる化石、カブトガニ博物館があります。

道の駅「笠岡ベイファーム」についてですけれども、これは平成23年8月にオープンしてしますので、ほぼ4年が経過しておりますけれども、当初オープン来場者の見込み18万人に対しまして85万人の実績、売上目標1億6,000万円に対しまして6億円の実績ということで、驚くべき実績を上げておりました。当然こういう大きな交流人口が起爆剤となりまして、農産物の生産基地とも言える加工工場の立地、さらには6次産業化による営農者の経営安定への効果等々波及するよう、さらに効果を増進するということを目指しているとのことでした。

驚いたのは、経営戦略が明快です。とにかく1つ目としては、地域特産品にこだわる農産物の直売所。さらには、瀬戸内海の海がありますので鮮魚コーナー、これが徹底しております。生産者の見える販売手法にも取り組んでおりましたし、さらには、イベントの充実、あるいはお客様へのくつろぎの提供、この5つを柱とした戦略で取り組んでおりました。

道の駅の運営の基本スキームは、設置者は笠岡市でありますけれども、管理運営は民間事業者が行っております。と、生産者の三者が、この運営の基本スキームで取り組んでいると、こういうことになります。

運営の中でいろいろありますけれども、特にここに掲げてます②運営事業者と行政の月1回の経営会議、これがかなり徹底して行われているということでした。この収支報告、イベントの結果報告はもちろんのこと、ほかの施設の視察も義務づけされており、いろんな道の駅等々に行った分析報告等も徹底して行っているということでした。さらには、この3つ目ですけれども、出荷・生産者あつての農産物直売所というスタンスを徹底しております。当然出荷したものが残りますけれども、その引き取りの義務化はしないということで、レストラン等々の買い取り等実施しているということでした。さらには、経営・運営をしっかりとするためにプロのバイヤー経験者をヘッドハンティングして、その任に充たらせていると、こういうことでおりました。さらに、イベントもかなり多いんですけれども、特に驚いたのは魚のつめ放題1,500円、あるいは広島に近いのでカキのつめ放題、これも1,000円等々取り組んでおりましたし、特に85万人が来場しているということですので、これ実は仕掛けがございまして、お客様を呼び込む周到な戦略ということで、ここにちょっと書いてませんが、これは笠岡市が3,000万円を投下して、道の駅の周辺の広大な土地に圧倒的なスケールで咲き誇る四季折々の花畑を準備していらっしゃいます。春には何と1,000万本の菜の花、あるいは5、

6月には1,000万本のポピー、夏には100万本のひまわり、さらに秋には3,000万本のコスモス、こういう広大な花畑が出現しますので、お客様もここに来場し道の駅に流れると、こういうふうな手法・戦略をとっているとのことでした。

簡単ですけれども、以上、産業建設常任委員会の研修の報告と致します。

○議長（伊藤榮悦） 各常任委員会の視察研修報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、行政報告】

○議長（伊藤榮悦） 日程第4、市長及び教育長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） おはようございます。傍聴者の皆さん、大変ご苦勞でした。

本日ここに、平成27年第4回定例会を開会しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございました。

提出議案の審議に先立ち、第3回定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、次期総合計画について申し上げます。

先月の議会全員協議会でご説明しましたとおり、次期総合計画では、これまでの10年間で築いてきた市政運営の流れを継承しつつ、潟上市の豊かな自然と地域資源との調和を保ちながら、市民が健康で安心して暮らすことができ、この潟上に住んでいることに幸せを感じることができるようなまちづくりを推進することを基本コンセプトに掲げております。

また、本計画は、市民の皆さんの意見や提言等を反映させていく「協働」での策定を目指しており、市民からなる「策定委員会」をこれまで3回開催し、素案に対する協議を行っているところであります。策定委員会での協議・検討後、議員の皆様の意見も拝聴しながら、平成28年3月定例会に次期総合計画（案）を提出する予定としております。

次に、地方創生への取り組みについて申し上げます。

先月の議会全員協議会でご説明したとおり、現在、外部有識者で組織する「潟上市地方創生推進会議」、また、11月25日に開催した自治会長会議において、人口の現状と将来展望を描く「人口ビジョン」の素案と「総合戦略」のイメージをご説明し、これらに対する意見を伺っております。

現在、「人口ビジョン」で示した目指すべき将来の方向に添って「総合戦略」素案の

策定を進めておりますが、今後は「議会特別委員会」や「潟上市地方創生推進会議」からのご提言等を踏まえるとともに、パブリック・コメントも実施し、幅広くご意見を伺いながら実効性のある戦略の策定を目指してまいります。

次に、総合教育会議について申し上げます。

11月26日に2回目の総合教育会議を開催し、潟上市教育大綱の素案について協議致しました。

本市の教育大綱につきましては、現在策定作業中の次期総合計画との整合性を図りながら教育政策の根本的な方向性を明確にする内容とし、次期総合計画と同じく本年度末までの策定を目指し、総合教育会議での協議を重ねてまいります。

次に、八郎潟ハイツ跡地の利活用について申し上げます。

先月の議会全員協議会でご報告しましたとおり、八郎潟ハイツの跡地に運動型の「健康増進施設」に日帰りの「研修施設・交流施設」を併設し、さらには災害対応として「備蓄庫」を備えた、新たな施設の整備を目指しております。

現在、本事業の財源の一部として「秋田県市町村未来づくり協働プログラム交付金」が活用できるよう、県との調整を行っておりますが、事業採択のハードルはかなり高く、詰め作業で足踏みをしている状況であります。このようなことから今後の県との協議結果次第では、整備内容や事業費に変更が生じる可能性もありますことをご理解願います。

次に、五城目警察署との災害等における相互協力に関する協定の締結について申し上げます。

潟上市内及びその周辺地域において、地震、風水害、その他の災害等が発生し、五城目警察署が管理する天王幹部交番、上出戸交番、昭和交番において交番機能の維持が困難となった場合、潟上市役所の一部を活動の拠点として使用できるよう、11月10日に協定を締結致しました。

なお、交番を対象とした協定の締結は県内第1号であり、これまでに締結した災害時における協定の数は、本件を含めて25件となっております。

次に、「秋田大学・地（知）の拠点整備事業フォーラム2015 in 潟上」について申し上げます。

11月24日、潟上市役所大会議室において、秋田大学がこれまで進めてまいりました「地（知）の拠点整備事業：【COC】」の本市関連の取り組みを広く周知することな

どを目的に、フォーラムを開催致しました。当日は、本市とのご縁が深い、秋田大学の元副学長で現在は白鷗大学法学部の池村好道教授による、「地域創生と住民自治」と題した記念講演に始まり、2氏の事業報告、さらに、本事業の一環で今年約10年ぶりに復活した豊川山田地区の盆踊りの保存・伝承のため、モーションキャプチャーと呼ばれる技術を活用して製作した映像記録の放映が行われました。また、フォーラムの最後には山田自治会の皆さんによる盆踊り実演に合わせて、参加者の皆さんが踊りの輪に加わり、会場は大いに盛り上がりました。

次に、杭打ち工事のデータ改ざん問題について申し上げます。

合併後の10年間で本市が関与する建築及び土木工事のうち、杭打ち工事は16件ありました。その中に旭化成建材株式会社の施工物件はありませんでしたが、ジャパンパイル株式会社の施工物件が1件ありました。これは、平成23年度の大清水下谷地線跨線橋工事をJ R東日本秋田支社が発注したもので、安全性調査などへの対応について同社に依頼したところ、11月24日にデータ等の改ざんの事実はなかった旨の連絡を受けております。また、市独自で、特定の施工業者にかかわらず、杭工事全般にわたりデータに不正がなかったか施工管理資料等を精査しているほか、元請業者等の協力も得ながら自主的に調査を進めております。

次に、駅舎改築事業について申し上げます。

大久保駅舎改築工事は順調に進んでおります。9月より仮駅舎で営業してまいりましたが、工事の進捗に伴い、12月26日からは新しい駅舎で営業を開始する予定であります。また、駅舎改築工事とあわせ市が進めている駅舎右側の駐車場整備についても、一部を除き新駅舎の営業開始に合わせて利用できるよう工事を進めております。なお、引き続き、J Rによる仮設駅舎の撤去及び市による駐車場整備を施工致します。

利用者の皆様にはご不便をおかけ致しますが、ご理解とご協力のほど宜しくお願い致します。

また、羽後飯塚駅舎の改築につきましては、現在J Rとともに設計を進めており、年度内には実施設計を終え、計画どおり来年度の駅舎改築を目指しております。

次に、大久保踏切について申し上げます。

懸案となっておりました大久保踏切の段差を解消するため、11月18日にJ Rが工事を実施しております。これにより、踏切を横断し県道への乗り入れが、これまでよりスムーズにできるようになっています。

次に、「個人番号カード」について申し上げます。

本市においては、11月から市民一人ひとりにマイナンバーが記載された「通知カード」が郵送されております。同封された申請書に顔写真を添付して申請することにより、希望者には来年1月以降、市民課窓口において、本人確認の上、「個人番号カード」を直接交付することになります。

この個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として使用できるほか、証明書自動交付機や印鑑登録証など、条例で定めるサービスに利用できるようになります。なお、本定例会には関連する条例の制定等及び関係予算を提出しております。

次に、「次期地域福祉計画」の策定について申し上げます。

子どもから高齢者まで、また、障がいのある人もない人も、誰もが住み慣れたこの地域で健康で安心して生活を送ることができるよう、地域福祉のあり方の方向性を明確にするため、平成28年度を初年度とする「次期地域福祉計画」の策定に取り組んでおります。

本計画の策定にあたっては、市民アンケート調査や市内各地区で実施した座談会におけるご意見・ご提言等を反映させるとともに、今後は、各種団体の長等で組織する「福祉諸計画検討委員会」での協議・検討を踏まえ、議会の皆様のご意見を賜りながら策定作業を進めてまいります。

次に、健康づくり事業の進捗状況について申し上げます。

はじめに集団検診についてであります。秋の追加検診として、11月に日曜がん検診と集団レディース検診を実施致しました。若い世代の受診者を伸ばすため、30代の胃がん・大腸がん検診の未受診者に、はがきによる受診勧奨を行ったほか、乳がん検診の未受診者に対しても、電話で受診を呼びかける「コールリコール事業」を実施し、受診率の向上に努めております。現在も医療機関での特定健診、乳がん、子宮がん、骨粗鬆症検診を継続しており、引き続き受診勧奨に努めております。

また、11月11日には、昭和公民館において、生活習慣病の発症と重症化を予防し健康寿命を延ばすため、「市健康生活推進協議会」と協働で講演会を行いました。当日は講演のほか、骨密度測定や血圧測定等のコーナーを設けたことで、参加者から大変好評を得ております。

次に、農業関係について申し上げます。

はじめに、秋田市卸町の肥料製造会社太平物産株式会社による肥料偽装問題について

申し上げます。

潟上市では、特別栽培米や有機栽培米に取り組んでいる農家はなく、本市が把握している範囲では、この問題についての影響はないものと思われまます。また、環境保全型農業直接支払交付金の対象農家1戸につきましても、太平物産製造の有機肥料を使っておらず、交付金への影響は出ておりません。

しかしながら、国内での米の消費量は減少し続けており、産地間競争が激しさを増す中、この問題は付加価値の高い米づくりに取り組む農家には大きな打撃を与えたものと思われまます。この件に関しては今後も注視してまいりたいと思っております。

続きまして、水稻についてであります。

東北農政局秋田支局が発表した10月15日現在の県中央部の作況指数は「103」の「やや良」で、10アール当たりの予想収量は590キログラムとなっております。毎年心配されますカメムシ類の被害については、航空防除が適期に行われ、追加防除の周知徹底を図ったこともあり、本市の10月末現在の一等米比率は、天王地区98.7%、昭和地区95.5%、飯田川地区99.8%と高い水準となっております。

果樹の和梨については、春先の好天による着果過多と夏季少雨の影響により小玉傾向となりました。また、平年以上に「黒星病」の発生が確認され、主力品種である「幸水」の出荷量は、小玉傾向と病害果の発生により平年の87%となりました。「豊水」は平年並みの98%の出荷量となりました。

花きの輪菊については、彼岸向けは他産地との出荷競合により相場にやや影響が出ましたが、10月以降の生育はおおむね順調に推移し、出荷量と販売単価は平年並みとなっております。

鉢物のシクラメンについては、生育は順調で生産量は平年並みとなっており、10月下旬から出荷が始まっております。

また、園芸メガ団地の輪菊・小菊の栽培・出荷状況につきましても、計画を上回る実績となっております。

転作大豆については、播種以降、降雨が少なかったため発芽は良好でしたが、夏季の少雨の影響により分枝数が例年より少ない状況となっております。しかし、その後の肥培管理などにより、生産量や品質については例年を上回る状況となっております。

野菜関係では、夏ネギは6月の高温乾燥による肥大期での水不足が影響し、肥大不足等によりM規格が中心となりました。販売単価は、関東産地の収穫前進化と県内産地の

収穫遅れや生産量の減少から、1キログラム当たり300円から360円と高値傾向となりました。

枝豆については、生育期間中の少雨の影響により、反収低下が懸念されましたが、生産者の適切な管理の励行により、早生種で10アール当たり300キログラム前半で推移しました。中晩生種は、お盆以降の定期的な降雨により花・実が充実し、400キログラム後半で推移しました。1キログラム単価も関東産地の品薄状況により高値で推移し、平年の約1.3倍の680円台となっております。

次に、産業まつりについて申し上げます。

本年度の産業まつりは、10月17日・18日の両日、ブルーメッセあきた内の「アグリプラザ昭和」を会場に行い、野菜・花き・果実・加工品などに282点の出品がありました。

栽培期間を通して肥培管理に苦勞した年でありましたが、野菜関係には118点の出品があり、果菜類・葉菜類・いも類は、いずれも高品質のものが見受けられました。また、果樹の部71点、花きの部41点、農産加工の部40点、その他、水稻などに12点の出品がありました。

農家の皆さんには今後もきめ細かな管理や創意工夫による良品を生産されることを期待するとともに、ご指導、ご協力いただきました秋田地域振興局をはじめ各関係機関に対し、感謝とお礼を申し上げます。

次に、「航空機産業セミナー in 潟上」について申し上げます。

11月27日、潟上市役所大会議室において、株式会社秋田銀行・秋田県・潟上市の共催による「航空機産業セミナー in 潟上【航空機産業の未来】」が開催されました。

航空機関連産業は、今後長期にわたり需要拡大が期待され、成長産業として全国的にも注目されております。近年は県内でも関連製品の出荷額は増加傾向にあり、また、秋田県の総合戦略でも成長分野と位置づけ、事業展開の促進を最重点施策に掲げているのであります。

セミナーは、このような状況を受けて、同産業の現状と今後の展望、新規参入に向けた取り組み方等に関する内容で実施され、航空機関連産業の情勢に精通する秋田県立大学地域連携・研究推進センターコーディネーターの佐藤幸徳氏と、都内で航空機産業の最先端でビジネス展開されている山本精機株式会社の算用子裕開発特命部長による基調講演、そして秋田県地域産業振興課による、県の各種施策及び優遇制度等に関する説明が行われました。

当日は、今後のビジネスチャンスの取り込み及び取引拡大を図ろうとする多くの関係者が参加し、盛況裡に終了しております。潟上市と致しましても、今後、航空機関連産業に関する創業環境の構築に向けた支援などに努めてまいります。

次に、都市計画法第34条第11号で指定する区域の土地利用の状況について申し上げます。

この制度は、都市計画法に基づく線引き制度を維持したまま、市街化調整区域の土地利用に柔軟に対応できる施策として、平成23年4月、秋田県で初めて導入したものであります。

本制度が導入された平成23年以降、今年11月7日までの潟上市の開発許可件数は53件で、宅地関連の開発は36件ありました。このうち、本制度により開発が可能となった市街化調整区域内には31件・151区画の許可申請があったほか、そのほかにもショートステイやコンビニ等の非住家が16件ありました。

数値が示すとおり、本制度導入後は本市の土地利用は活性化を呈しております。特に本制度は、市街化調整区域内の土地活用にとって非常に有効な方策と捉えられ、加えて人口減少対策としても効果的な制度となっておりますことから、今後も各方面に活用を働きかけてまいります。

次に、教育関係について申し上げます。

はじめに、ふるさと教育の推進状況について申し上げます。

学校の枠を超えて交流し、ふるさとの自然について考える機会とすることを目的に、市内の小学校6年生全員を対象とした、中村征夫氏の講話及び1泊2日の自然宿泊学習を9月に実施しております。さらに10月には、中学校2年生全員を対象にキャリア・スタート・ウィーク職場体験を、地域の事業所106カ所のご協力のもとに行っており、ふるさとへの愛着心が育った有意義な活動となりました。

また、小学校の児童会と中学校の生徒会の合同会議や、中学校3校の生徒会執行部交流会を開催し、来年1月に控えた宮崎県都城市の小・中学生との交流が実りある学習となりますよう、準備を進めているところであります。

次に、石川理紀之助翁生誕170年・没後100年記念事業について申し上げます。

9月12日、昭和公民館を会場に行われました記念事業には、162人の市民が参加しております。NPO法人秋田グリーンサム倶楽部佐々木吉和理事長による講演や女性講師の講談が披露され、翁の生涯を楽しみながら学ぶことができました。

記念事業の開催にご尽力された石川翁顕彰会や草木谷を守る会のほか、関係各位について、心より感謝を申し上げます。

次に、文化祭について申し上げます。

本年度の文化祭は、10月17日・18日の両日、天王会場と飯田川会場で開催致しました。日頃の生涯学習実践活動として、絵画や書道、陶芸、手芸等の芸術作品が出展され、天王会場では1,258点、飯田川会場では1,127点の力作・秀作が会場を華やかに演出するとともに、写真家の中村征夫氏が監修した、市内小中学生による、かたがみ写真展の作品も展示され、多くの来場者から感嘆の声が寄せられました。

芸能発表は、天王会場に17演目、飯田川会場に24演目がエントリーし、舞踊やダンス、カラオケなど学びの成果を発表し合い、芸術・文化による市民交流が広がりました。

また、18日の「文化講演会」には417人の市民が詰めかけ、バドミントン元オリンピック日本代表で、現在はスポーツジャーナリストとして活躍されている陣内貴美子さんが、『挑戦する心～自分に勝つ！勝負に勝つ！』と題して講演致しました。トップアスリートとしての勝利への執念や、引退後の第二の人生における環境変化に対応する心構えなど、ユーモアと笑いを交えた講話に多くの市民が感銘を受けました。

「2015かたがみ音楽祭」は、17日に天王南中学校体育館を会場に「響け”かたがみハーモニー”輝く未来に向かって」をテーマに開催致しました。市内4コーラスグループによる合唱や市内3中学校吹奏楽部による演奏、また、秋田西高等学校吹奏楽部による演奏・全6曲が披露され、迫力ある演奏の数々に550人の来場者からは盛大な拍手が送られました。

次に、プロバスケットボール・プレシーズンゲームについて申し上げます。

9月5日、天王総合体育館でbjリーグ「秋田ノーザンハピネッツ」とナショナルリーグ「千葉ジェッツ」とのプレシーズンゲームが初めての試みとして開催され、1,358人の観客が訪れました。

ゲームでは、本市出身の高橋憲一選手の活躍に大声援が送られるなど、プロ選手による迫力のあるプレーに大いに盛り上がる一日となりました。

次に、「秋田25市町村対抗駅伝ふるさとあきたラン！」について申し上げます。

今年で2回目の開催となるこの大会は、9月13日、横手市の「秋田ふるさと村」を発着地とする29.2キロメートル・9区間に、本市からはA・B、2チームが参加しております。両チームとも健闘したものの、参加36チーム中、Aチームが29位、Bチームが34

位の結果でありました。大会参加にご協力をいただきました選手の皆さん、潟上市陸上競技協会、関係各位に対しまして、深く感謝を申し上げます。

次に、「平成27年度潟上市健康マラソン大会」について申し上げます。

本年度の健康マラソン大会は、遠くは福島県いわき市や岩手県花巻市のほか、近隣市町村など市内外544人のランナーからご参加をいただき、10月12日の体育の日に実施致しました。

個人2.5キロメートル、5.0キロメートルの部では、小・中学生、一般ランナーが健脚を見せたほか、ペアの部では、親子や夫婦、友達同士などが仲良く手をつないでゴールするなど、沿道からの温かい声援と拍手を力に変えながら、各部門に参加したランナー全員が完走を果たしております。

次に、平成28年度当初予算編成方針につきまして、その概要を申し上げます。

歳入では、市税を含む自主財源の伸びは期待できず、また、普通交付税は合併による優遇措置の終了により確実に減少致します。歳出では、社会保障関係費が引き続き増加することが見込まれることから、財政運営は依然として厳しいことが予想されます。

第3次安倍改造内閣が10月7日に発足し、閣議決定された「基本方針」では、「一億総活躍の社会を実現するため、明確な目標を掲げ、新・三本の矢（希望を生み出す強い経済、夢を紡ぐ子育て支援、安心につながる社会保障）を放つ。」としておりますが、これら国の政策が地方財政に与える影響は大きく、今後も国の施策に注目をしていく必要があります。

こうした厳しい財政状況が続く中であっても、「次期総合計画」に盛り込まれる諸施策や「潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業の推進を図り、「潟上市民であることを誇れるまちづくり」の実現に向け、職員の創造力と行動力を結集させて取り組んでまいります。

本定例会には、潟上市立保育施設を大館市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議についての専決処分の報告、潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（案）ほか9件の条例案、追分自治会館ほか4件の指定管理者の指定について、平成27年度潟上市一般会計補正予算（案）、各特別会計補正予算（案）7件、人権擁護委員候補者2名の推薦についての案件を提出しております。

以上が行政報告並びに本定例会に提出しております議案であります。適切なるご決定を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 引き続きまして、私の方から報告させていただきます。

教育委員会から「昭和こども園」仮称でございますが、について申し上げたいと思います。

このことにつきましては、昨年11月に議会の皆様に、旧昭和庁舎は「こども園」または「出張所や学習館・社会福祉協議会等」として活用する2つの案を示しておりました。

その後、7月にアンケート調査を実施、65.9%の賛成を得られたことから、これを民意と受けとめて、「旧昭和庁舎の利活用に関する説明会」と題して、10月28日・29日に保護者、対象者が143人、出席者が27人と、地域自治会長、対象者36人、出席者が16人に説明会を開催しております。

一部マスコミ報道では「疑問の声多数」と報道されておりましたが、これが反対ではないかと受け取った方もおるのではないかと考えております。質問や意見はありましたが、当日は「反対」と表明した方はおりませんでした。

報道された中に、12月定例議会には設計業務の予算を計上する予定と一部報道されましたが、このたびの議会では補正予算を計上しておりません。

アンケートの結果については大変重い民意として捉えております。今後、議会の皆様との協議や昭和地区自治会からのご意見なども考慮に入れ進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

なお、このことについては、11月20日の議会全員協議会に報告したものでありますが、今回は12月議会本会議ということで改めて報告させていただいたものです。

以上で私から報告を終わります。

○議長（伊藤榮悦） これで行政報告を終わります。

これより11時20分まで暫時休憩致します。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第5、報告第12号 専決処分の報告について（潟上市立保育施設を秋田県大館市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議）】

○議長（伊藤榮悦） 日程第5、報告第12号、専決処分の報告について（潟上市立保育施設を秋田県大館市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議）を議題とします。

報告第12号について、当局より提案理由の説明を求めます。小玉教育部長。

○教育部長（小玉 隆） おはようございます。

第4回潟上市議会定例会提出議案についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

報告第12号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年12月4日提出 潟上市長 石川光男でございます。

次のページであります。

専決処分書

潟上市立保育施設を秋田県大館市が保育を実施する児童に使用させるため、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、潟上市と秋田県大館市との間において協議することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成27年10月13日 潟上市長 石川光男でございます。

広域入所児童は、秋田県大館市に住民票がある2歳児の児童で、母親の出産により昭和東保地区に里帰りしている10月13日から12月25日までの間に昭和東保育園を利用するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

【日程第6、議案第73号 潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第6、議案第73号、潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より説明を求めます。藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） それでは、議案書の3ページをお開き願います。

はじめに申し上げておきますが、議案第73号から79号まで、この条例改正につきましてはマイナンバー制度に関連するものでございます。

それでは、議案第73号、潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（案）について。

潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例を次のように制定するものとする。

平成27年12月4日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるため条例を制定するものであります。

議案書の4ページをお願い致します。

条例の主な内容につきましては、本市で個人番号を利用する事務を定めるものであります。

第1条には趣旨を、第2条には条例で使用する用語の定義を規定しております。第3条は市の責務として、個人番号の利用に関し適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずることを規定しております。第4条は個人番号の利用範囲を定めております。

5ページをお願いします。第5条は規則委任について規定しています。

この条例は、平成28年1月1日から施行するものであります。ただし、情報提供ネットワークシステムによる個人番号の利用は、政令で定める日から施行するものであります。

6ページにまいりまして、潟上市では法定事務のほか、別表第1の生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の事務を独自利用事務としております。この事務は、旧厚生省の通知に基づく行政措置として生活保護法に準じて実施されている事務で、生活保護の事務を実施している秋田県や他市においても同様に、独自利用事務として条例の制定を進めているものであります。

なお、別表第2は、別表第1の独自利用事務の情報をシステム上で情報連携をする事務と、独自利用事務で連携する特定個人情報情報を規定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第7、議案第74号 潟上市個人番号カードの利用に関する条例（案）について及び 日程第8、議案第75号 潟上市印鑑条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第7、議案第74号 潟上市個人番号カードの利用に関する条例（案）について及び日程第8、議案第75号 潟上市印鑑条例の一部を改正する条例（案）についてを一括議題とします。

議案第74号及び議案第75号について、当局より一括して提案理由の説明を求めます。

畠山市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） 議案書の10ページをお開き願います。

議案第74号、潟上市個人番号カードの利用に関する条例（案）について。

潟上市個人番号カードの利用に関する条例を次のように制定するものとする。

平成27年12月4日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条第1号の規定に基づき、個人番号カードの利用に関し必要な事項を定めるため条例を制定するものであります。

それでは、11ページをお願い致します。

本条例は、来年1月から希望者に対して個人番号カードが交付されることに伴い、これまでの潟上市住民基本台帳カードの利用に関する条例に代えて、新たに潟上市個人番号カードの利用に関する条例を制定するものであります。

条例案の構成についてであります。条例は、第1条から第6条までの構成となっております。第1条は趣旨についてであり、法第18条第1号の規定に基づき、個人番号カードの利用に関し必要な事項を定めることを規定しています。第2条は利用事務について、証明書自動交付機等で個人番号カードを利用することにより、証明書、住民票等を交付するサービスについて規定しています。第3条は、サービスの利用申請があった場合、個人番号カードにサービスを受けるために必要な情報を記録することを規定しています。第4条はサービスを廃止する場合の申請等について規定しています。

12ページをお願い致します。

第5条は個人番号の漏えい、滅失の防止その他当該個人情報の適正な管理について規定しています。第6条は規則への委任を定め、附則については、この条例は平成28年1

月 1 日から施行し、これまでの潟上市住民基本台帳カードの利用に関する条例は廃止することを規定しています。また、経過措置として、住民基本台帳カードについては、有効期限まではこれまでどおり利用できることを定めたものであります。

続きまして、議案書の13ページをお開き願います。

議案第75号、潟上市印鑑条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市印鑑条例の一部を次のように改正するものとする。

平成27年12月 4 日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、住民基本台帳カードに代えて個人番号カードを印鑑登録証として利用するため、条例の関係部分を改正するものであります。

14ページは条例の改正案であります。参考資料の2ページの新旧対照表をお願い致します。

改正の主な内容については、潟上市個人番号カードの利用に関する条例の制定に伴い、条例の第7条の2、印鑑登録証の特例、第10条、印鑑登録証明書の申請、第10条の2、証明書自動交付機による交付及び第12条、印鑑登録の廃止申請の規定について、各条文中「住民基本台帳カード」を「印鑑登録情報が記録された個人番号カード」に改めるものであります。

この条例の施行期日は、平成28年1月1日からと定めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（伊藤榮悦） 議案第74号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番。

○3番（佐々木嘉一） 議案第74号の潟上市個人番号カードの利用に関する条例（案）についてですが、その中の第5条の個人情報の管理というところがあります。その中に、後段の方に、「個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。」というようなことで、市長の責務として第5条の管理として規定してありますが、この必要な措置というのは今どのような内容を考えられるものでしょうか、その点お伺いします。

○議長（伊藤榮悦） 畠山市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） 3番佐々木議員の質問にお答えします。

個人番号カードの管理についてでございますが、その中の第5条、適切な管理のため

に必要な措置を講じなければならないという、どういうふうな管理かということですが、渦上市の場合、介護保険、それから国保、それから税務関係で申請の際、それぞれ個人番号を記載する様式に変わっております。そういうことで、あくまでも個人の申請時にその個人番号を利用するという、これからの事務の処理方法になっていくわけですが、それから、個人番号カードについてはチップが今度添付されておりますので、そのチップによって今度、それぞれ個人がインターネット等でどのようにして使用されたか等について確認することができるようになります。そういうふうなことで市としても、市民課が担当するわけですが、その個人の個人番号については、外部に漏れることのないように十分気をつけて管理してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

議案第75号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第9、議案第76号 渦上市市税条例等の一部を改正する条例（案）について から 日程第11、議案第78号 渦上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第9、議案第76号、渦上市市税条例等の一部を改正する条例（案）についてから日程第11、議案第78号、渦上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）についてまでを一括議題とします。

議案第76号から議案第78号まで、当局より一括して提案理由の説明を求めます。藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） それでは、議案書の15ページをお願い致します。

議案第76号、渦上市市税条例等の一部を改正する条例（案）について。

渦上市市税条例等の一部を次のように改正するものとする。

平成27年12月4日提出 渦上市長 石川光男

提案理由につきましては、地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布等により、関係条例の関係部分を改正するものであります。

議案書の16ページに改正条例案を、それから参考資料の5ページから10ページに条例改正部分の新旧対照表を添付させていただいておりますが、改正内容につきましては、第1条は市税の減免申請期限の延長についてであります。総務省より市税の減免申請期限が見直され、各市町村の実情を踏まえて規定することの通知があり、減免申請の提出期限を現行「納期限前7日」から「納期限」に延長し、申請者の利便性を図るものであります。第2条は条例中の法人番号を明確にするため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する「法人番号である」という定義を加えるものであります。

この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。ただし、法人番号に関する改正は、公布の日から施行するものであります。

続きまして、議案書の17ページお願い致します。

議案第77号、潟上市入湯税条例等の一部を改正する条例（案）について。

潟上市入湯税条例等の一部を次のように改正するものとする。

平成27年12月4日提出 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、関係条例の関係部分を改正するものでございます。

議案書の18ページから20ページに改正条例案を、それから参考資料の11ページから15ページに条例改正部分の新旧対照表を添付させていただいておりますが、改正内容につきましては、第1条は、19ページにあります入湯税納入申告書様式第1号の様式に個人番号欄と法人番号欄を加えるものであります。

20ページにまいりまして、第2条は法人番号についてであります。先ほど議案第76号の市税条例等の改正にもありましたが、法人番号の定義を加えるものであります。

この条例は、平成28年1月1日から施行するものでございます。ただし、法人番号に関する改正は、公布の日から施行するものであります。

続きまして、議案書の21ページをお願い致します。

議案第78号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものとする。

平成27年12月4日提出 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行等に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

議案書の22ページに改正条例案、それから参考資料の16ページから17ページに条例改正部分の新旧対照表を添付させていただいておりますが、改正内容につきましては、先ほど議案第76号でも市税の減免申請期限の延長について説明しましたとおり、国民健康保険税条例においても「納期限前7日」を「納期限」に、年金天引きの方は「支払日の7日前」を「支払日」に改正し、申請者の利便性を図ることと減免申請者に個人を識別するための個人番号を記載するものであります。

この条例は、平成28年1月1日から施行するものでございます。ただし、減免申請書の提出期限を延長する改正は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 議案第76号、潟上市市税条例等の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

議案第77号、潟上市入湯税条例等の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

議案第78号、潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第12、議案第79号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第12、議案第79号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例

(案) についてを議題とします。

本案について当局より提案理由の説明を求めます。畠山市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） それでは、議案書の23ページをお開き願います。

議案第79号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市介護保険条例の一部を次のように改正するものとする。

平成27年12月4日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

24ページは条例の改正案であります。参考資料の19ページの新旧対照表をお願い致します。

改正の内容は、第8条、保険料の徴収猶予及び第9条、保険料の減免の規定について、新たに個人番号の記載が必要になることから、各条文中「氏名及び住所」を「氏名、住所及び個人番号」に改めるものであります。

この条例の施行期日は平成28年1月1日からと定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番。

○8番（藤原典男） 市民税とか、それから国民健康保険税については、減免の申請期間が7日前だったのが納期限までということですけども、介護保険条例については、その変更がないということは、どういう理由なのでしょう。

○議長（伊藤榮悦） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） 8番藤原議員のご質問にお答え致します。

介護保険条例については、地方税法に準ずる規定がございまして、その関係上、今回改正には入っておりません。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） 介護保険については65歳以上の人が年金から差し引きということなんですけれども、その年金からの差し引きのこの期限の関係からこういう1週間前じゃなくて、そのものを残して番号をつけなきゃいけないというふうなことにしたのでしょうか、趣旨的には。

○議長（伊藤榮悦） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） 8番藤原議員のご質問にお答え致します。

介護保険条例の改正につきましては、国の方から示されておりますのは、介護保険関係の給付の関係でございます。各申請書の従来の申請書の内容の一番上の方に個人番号を記入するというふうなことになります。これは介護の認定申請、それから介護の高額療養の申請等のすべての申請書がその対象になってございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 8番。

○8番（藤原典男） そうすれば、地方税法の関係で介護保険については減免のその期日については、そこは動かさなかったと、趣旨的に。そういうことでよろしいですね。

○議長（伊藤榮悦） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） 8番藤原議員のご質問にお答えします。

介護保険の場合は、あくまでも保険料ということになってございますので、地方税法の改正に準ずるということでございます。

それで、市の介護保険条例には、その部分の条文がございませんので準ずるということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第13、議案第80号 潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第13、議案第80号、潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について当局の説明を求めます。鈴木水道局長。

○水道局長（鈴木利美） それでは、議案書の25ページをお願いします。

議案第80号、本案は、潟上市下水道条例の一部を改正する条例（案）についてであります。

潟上市下水道条例の一部を次のように改正するものとする。

平成27年12月4日提出 潟上市長 石川光男

提案理由は、下水道法の一部改正に伴い、下水道法施行令の一部が改正されたことから条例の関係部分を改正するものであります。

参考資料の20ページ、新旧対照表をご参照願います。

それでは、概要について申し上げます。

改正の主なものは、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令が施行されたことにより、トリクロロエチレンの排水基準が1リットルにつき「0.3ミリグラム以下」から「0.1ミリグラム以下」となり、下水道法施行令の関係部分も改正されたことから条例の関係部分を改正するものであります。

現在の条例では、各種排水基準値を個々に規定しておりましたが、基準値の一部が下水道法施行令に規定されている基準値と同様であることから、県内の他市の条例も参考にし、同様の基準値について下水道法施行令の条項を引用した改正となっております。

また、トリクロロエチレンとは、金属等の洗浄に使用する液体で、市では市内にある11カ所の流域下水道の接続地点において年2回水質検査を実施しておりますが、過去において0.3ミリグラム以下の基準値を超過した地点はありませんでした。

その他の改正につきましては、下水道法の一部改正に伴い、標準下水道条例が改正されたことから本市もこれに倣い、条例の関係部分を改正するものであります。

改正後の条例は、公布の日から施行するものです。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第14、議案第81号 潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について及び 日程第15、議案第82号 潟上市昭和歴史民俗資料館設置条例を廃止する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第14、議案第81号、潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について及び日程第15、議案第82号、潟上市昭和歴史民俗資料館設置条例を廃止する条例（案）についてを一括議題とします。

議案第81号及び議案第82号について当局より一括して提案理由の説明を求めます。小玉教育部長。

○教育部長（小玉 隆） 議案書の27ページをお開き願います。

議案第81号、潟上市公民館条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市公民館条例の一部を次のように改正するものとする。

平成27年12月4日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、仁山分館、真形分館及び草生土分館の解体工事に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

条例別表の解体した分館名並びに所在地を削除するもので、附則として改正後の条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案書の29ページをお開き願います。

議案第82号、潟上市昭和歴史民俗資料館設置条例を廃止する条例（案）について。

潟上市昭和歴史民俗資料館設置条例を次のように廃止するものとする。

平成27年12月4日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、昭和歴史民俗資料館の老朽化に伴い、周辺施設の良い環境を確保するため同施設を解体し、条例を廃止するものでございます。

次のページをご覧ください。

附則として、改正後の条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（伊藤榮悦） 議案第81号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（戸田俊樹） 昭和歴史民俗資料館を・・・
（「今81号だよ。」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 今、81号。

○11番（戸田俊樹） すみません。82号の方で質問します。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

議案第82号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（戸田俊樹） この歴史民俗資料館、私ども外からは見たことあるんですけども、これは昭和町時代に民俗資料館として五城目町の方から購入し、あそこに移設をしたということになっておるようですが、何年の年に、どのくらいの予算で移設し、現在まで

保守点検管理等について教育委員会か教育関係者の方で維持管理されたと思いますけれども、相当の傷みがあるということは存じておりますけれども、その辺の経緯を少し説明していただきたいと、そういうことです。

○議長（伊藤榮悦） 小玉教育部長。

○教育部長（小玉 隆） 11番戸田議員にお答え致します。

経緯ということでございますが、昭和45年に指定歴史民俗資料の収集保存施設整備事業の初年度事業として建設したものでございます。総事業費は当時450万円ということでございます。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 11番。

○11番（戸田俊樹） いずれ解体するでしょうけども、解体費用はまたかかるわけで、恐らく購入費くらいかかるんでないかと思うんです。こういう古民家を有効に利用すべき時期もあったのではないかと思うけれども、その辺の考え方と、それから、今までの維持管理では一切お金はかけてなかったということなのかどうか、その辺の説明をお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 小玉教育部長。

○教育部長（小玉 隆） 11番戸田議員の再質問にお答え致します。

この建物につきましては、屋根補修を含め、ほとんど改修していないという状況でございます。それに伴いまして今回解体するわけでございますけれども、予算的には360万円ほどの解体工事費がかかるということでございます。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

間もなく12時ということになりますので、昼食のため、1時30分まで暫時休憩致します。

午前 11時59分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第16、議案第83号 追分自治会館の指定管理者の指定について 及び 日程第17、議案第84号 羽立神明自治会館の指定管理者の指定について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第16、議案第83号、追分自治会館の指定管理者の指定について及び日程第17、議案第84号、羽立神明自治会館の指定管理者の指定についてを一括議題とします。

議案第83号及び議案第84号について当局より一括して提案理由の説明を求めます。藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） それでは、はじめに共通事項として指定管理者の指定5件につきましては、去る11月13日に平成27年度第1回潟上市指定管理者選定委員会を開催し、審議並びに評価の結果、全会一致でそれぞれの施設の管理運営について妥当と判断されたものでございます。

議案書の31ページをお願い致します。

議案第83号、追分自治会館の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

平成27年12月4日提出 潟上市長 石川光男

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、追分自治会館でございます。

指定管理者となる団体につきましては、秋田県潟上市天王字長沼132番地9、追分町内会会長海山弘次郎でございます。

指定の期間につきましては、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

これは地域の集会施設であり、これまでの管理実績が良好であったことから、再度指定するものでございます。

続きまして、32ページをお願い致します。

議案第84号、羽立神明自治会館の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

平成27年12月4日提出 潟上市長 石川光男

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、羽立神明自治会館でござ

ございます。

指定管理者となる団体につきましては、秋田県潟上市飯田川下虻川字街道上一本木34番地1、羽立神明自治会館運営委員会委員長藤田和夫でございます。

指定の期間につきましては、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とするものでございます。

これは地域の集会施設であり、同運営委員会が管理することにより、地域に密着した運営並びに機能の有効活用など効果的な管理が図られることから、今回新たに指定するものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 議案第83号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

議案第84号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第18、議案第85号 天王漁業集落運動広場の指定管理者の指定について から
日程第20、議案第87号 ブルーメッセあきた関連3施設の指定管理者の指定について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第18、議案第85号、天王漁業集落運動広場の指定管理者の指定についてから日程第20、議案第87号、ブルーメッセあきた関連3施設の指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

議案第85号から議案第87号までについて当局より一括して提案理由の説明を求めます。
渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部 智） それでは、議案第85号についてご説明を申し上げます。

議案書の33ページをお開き願います。

議案第85号、天王漁業集落運動広場の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

平成27年12月 4 日提出 潟上市長 石川光男

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

天王漁業集落運動広場

2、指定管理者となる団体

秋田県潟上市天王字江川56番地 2、江川自治会会長石井博でございます。

3、指定の期間

平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日までの 5 年間とするものでございます。

天王漁業集落運動広場の指定管理者の指定につきましては、市と致しまして地元の施設は地元で管理することが望ましいと考える中で、前回と同様に当該施設の管理について江川自治会から指定管理者指定申請書が提出され、内容を精査検討した結果、これまでの管理実績が良好であったことから、11月13日の指定管理者選定委員会で審議し、再度選定したものでございます。

続きまして、議案書の34ページをお開き願います。

議案第86号についてのご説明ですが、参考資料の28ページに指定管理者の概要を掲載しておりますので、あわせてご覧いただきたいと思えます。

議案第86号、鞍掛沼公園 3 施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

平成27年12月 4 日提出 潟上市長 石川光男

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

潟上市天王ふれあい交流センター

潟上市鞍掛沼公園展望塔

潟上市農山漁村活性化施設

2、指定管理者となる団体

秋田県潟上市天王字江川上谷地109番地 2、天王グリーンランド株式会社代表取締役 鑑 利行でございます。

3、指定の期間

平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日までの 5 年間とするものでございます。

今回の指定管理者の指定につきましては、平成23年 4 月 1 日から実施している鞍掛沼公園 3 施設の管理運営協定が平成28年 3 月31日で終了するもので、新たに指定管理者の

指定を行うものであります。

指定管理者の指定の要件と致しましては、潟上市内で営む法人及び団体とし、10月1日から23日まで市広報及びホームページで募集を行い、その後ヒアリングを実施し、11月13日に指定管理者選定委員会を開催し、選定したものでございます。

ちなみに、応募は天王グリーンランド株式会社1社でございましたが、審査の結果、天王グリーンランド株式会社に指定管理者の指定をすることとしたものでございます。

続きまして、議案書35ページをお開き願います。

議案第87号についてご説明を申し上げます。

参考資料の30ページに先ほどと同じく指定管理者の概要を掲載しておりますので、あわせてご覧いただきたいと思っております。

議案第87号、ブルームッセあきた関連3施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

平成27年12月4日提出 潟上市長 石川光男

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

潟上市昭和地域農業総合管理施設

潟上市元木山公園グラウンドゴルフ場

潟上市昭和高齢者ふれあい館

2、指定管理者となる団体

秋田県潟上市昭和豊川竜毛字山の下1番地1、昭和総合開発株式会社代表取締役鑑利行でございます。

3、指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とするものでございます。

今回の指定管理者の指定につきましては、平成23年4月1日から実施しているブルームッセ関連施設の管理運営協定が平成28年3月31日で終了することに伴い、新たに指定管理者の指定を行うものでございます。

指定管理者の指定の要件と致しましては、先ほどの鞍掛沼公園3施設と同様に、潟上市内で営む法人及び団体とし、10月1日から23日までの募集期間を経、その後ヒアリングを実施し、11月13日の指定管理者選定委員会で選定されたものでございます。

ちなみに、応募は昭和総合開発株式会社1社でございましたが、審査の結果、昭和総

合開発株式会社に指定管理者の指定をすることとしたものでございます。

以上でございます。

- 議長（伊藤榮悦） 議案第85号、天王漁業集落運動広場の指定管理者の指定について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託します。

議案第86号、鞍掛沼公園3施設の指定管理者の指定について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。13番。

- 13番（中川光博） 確認になりますけれども、参考資料の中に従業員数ということで準社員という項目ありますけれども、どういう身分というところと変ですけれども、正社員とどういうところが違うのか、あるいはパート社員とどういうところが違うのかというふうな、それ一つ確認させていただきたいと思います。

- 議長（伊藤榮悦） 渡部産業建設部長。

- 産業建設部長（渡部 智） 13番中川議員のご質問にお答え致します。

準社員の形づけでございますが、これに関しましてはパート社員の一つの形態でございまして、要するに、くららの方では準社員の方は8時間勤務、パートの方を5時間勤務としてございます。それで、準社員の方につきましては、社会保険等を会社の方で掛けていると。パートの方については、自己負担で加入してもらっている、そういうような位置づけとなっておりますので、ご了解願います。

- 議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。3番。

- 3番（佐々木嘉一） 議案の内容については異存ありませんが、やはり参考資料の中で基本財産8,000万円というのは、これ基本財産というのは具体的にどういう内容ですか。

- 議長（伊藤榮悦） 渡部産業建設部長。

- 産業建設部長（渡部 智） 3番佐々木議員のご質問にお答え致します。

ここで申し上げている基本財産というのは、資本金のことでございます。

- 議長（伊藤榮悦） 3番。

- 3番（佐々木嘉一） 資本金8,000万円ということですが、実は先般9月の議会の時に天王グリーンランド株式会社の会社の経営状況についての報告がありましたが、その際に株主資本変動計算書というものがついておりまして、言ってみれば累積赤字を減資

によって処理していると。当該年度の800万円については黒くしているということがありましたので、そうすれば資本金の額が違うのではないのかなというふうな、そういうふうな疑問から今お尋ねしているわけですけれども、その辺はどうですか。

○議長（伊藤榮悦） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡部 智） 3番佐々木議員のご質問にお答えします。

資本金というのは登記上の資本額でございます、それに関しましては資本金は8,000万円のままでございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託します。

議案第87号、ブルーメッセあきた関連3施設の指定管理者の指定について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第21、議案第88号 平成27年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について から 日程第28、議案第95号 平成27年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第21、議案第88号、平成27年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）についてから日程第28、議案第95号、平成27年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案第88号から議案第95号までについて当局より一括して提案理由の説明を求めます。

藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） それでは、議案書の36ページをお願い致します。

一般会計補正予算の大綱についてご説明申し上げます。

議案第88号、平成27年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について。

別冊のとおり。

平成27年12月4日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第5号）の1ページをお願い致します。

議案第88号、平成27年度潟上市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,428万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億9,048万4,000円とするものでございます。

5ページをお願い致します。

第2表地方債補正について申し上げます。

中学校整備事業は、限度額4億410万円に増額するものでございます。

8ページをお願い致します。

歳入予算について主なものを申し上げます。

13款2項1目総務費国庫補助金は954万2,000円の減額で、主なものは地域公共交通確保維持改善事業費補助金1,000万円の減額でございます。補助事業の不採択によるものでございます。

5目教育費国庫補助金は673万2,000円の追加で、学校施設環境改善交付金でございます。天王南中学校柔剣道場の吊り天井落下防止対策工事が防災機能強化事業として交付金の交付決定を受けたものでございます。

14款2項6目消防費県補助金は1,080万8,000円の追加で、石油貯蔵施設立地対策等交付金の追加交付でございます。

18款1項1目繰越金は8,683万7,000円の減額で、前年度繰越金でございます。

9ページお願い致します。

19款5項5目雑入は1,107万1,000円の追加で、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の返還金で、平成26年度分の精算によるものでございます。

20款1項6目教育債は1,410万円の追加で、中学校整備事業債で、天王南中学校柔剣道場天井改修工事にかかわるものでございます。

歳出予算について主なものを申し上げます。

11ページをお願い致します。

2款1項11目生活交通費は451万6,000円の減額で、主なものは国庫補助事業の不採択による地域公共交通網形成計画策定委託料1,482万9,000円の減額と新庁舎開庁に伴う路線再編によるマイタウンバス運行費補助金1,012万円の追加でございます。

12ページをお願い致します。

4 項 1 目選挙管理委員会費は170万4,000円の追加で、主なものは選挙人名簿システム改修委託料158万8,000円でございます。公職選挙法の改正により、選挙権年齢が18歳へ引き下げられることに伴い、システム改修を行うものでございます。

13ページをお願い致します。

3 款 2 項 1 目児童福祉総務費は100万9,000円の追加で、主なものは子ども・子育て支援システム改修委託料72万9,000円でございます。秋田県すこやか子育て支援事業が見直され、保育料無料化の対象が第2子及び第3子以降へ拡充される予定となっており、平成28年4月2日以降に新たに第3子以降の子どもが産まれた世帯が対象となるものでございます。

14ページをお願い致します。

4 款 1 項 2 目予防費は531万9,000円の追加で、各種個別予防接種委託料でございます。季節性インフルエンザの料金の値上がりにより、一般世帯の助成単価を500円増額し1,500円とし、生活保護及び非課税世帯については引き続き全額助成するものでございます。

17ページをお願いします。

9 款 1 項 1 目消防費は1,323万円の追加で、石油貯蔵施設立地対策等交付金により、消防備品の小型動力ポンプ7台を更新するものでございます。

18ページをお願い致します。

10款3項1目学校管理費は2,199万8,000円の追加で、主なものは天王南中学校柔剣道場天井改修工事2,016万円でございます。吊り天井の落下防止対策のため、改修工事を行うものでございます。

2 目教育振興費は699万7,000円の追加で、平成28年度の中学校教科書改訂によるものでございます。教師用の教科書及び指導書を購入するための消耗品費350万9,000円と学校備品の購入348万8,000円でございます。

19ページをお願い致します。

12款1項公債費は6,059万2,000円の減額でございます。利率の見直し及び前年度借入分の利率確定によるものでございます。

続きまして、議案書の37ページをお願い致します。

議案第89号、平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

平成27年12月4日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第89号、平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,973万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,330万8,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、保険給付費で実績見込みによるものでございます。

次に、議案書の38ページをお願い致します。

議案第90号、平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

平成27年12月4日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第90号、平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,722万2,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、保険料還付金及び還付加算金で実績見込みによるものでございます。

次に、議案書の39ページをお願い致します。

議案第91号、平成27年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

平成27年12月4日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第91号、平成27年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億6,011万3,000円とするものでございます。

補正の主な内容は、保険給付費及び地域支援事業費で実績見込みによるものでございます。

次に、議案書の40ページをお願い致します。

議案第92号、平成27年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成27年12月4日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第92号、平成27年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億185万7,000円とするものでございます。

補正の内容は、公債費で、利率の見直しによるものでございます。

次に、議案書の41ページをお願い致します。

議案第93号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）について。

別冊のとおり。

平成27年12月4日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市下水道事業特別会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第93号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ326万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,940万円とするものでございます。

補正の主な内容は、公債費で、利率の見直し及び前年度借入分の利率確定によるものでございます。

次に、議案書の42ページをお願い致します。

議案第94号、平成27年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成27年12月4日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第94号、平成27年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入予算の組み替えを行うものでございます。

次に、議案書の43ページをお願い致します。

議案第95号、平成27年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について、別冊のとおり。

平成27年12月4日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市水道事業会計補正予算書（案）（第3号）の1ページをお願い致します。

議案第95号、平成27年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的支出に91万8,000円を追加するものでございます。

補正の主な内容は、職員の人件費でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 議案第88号、平成27年度潟上市一般会計補正予算（第5号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、それぞれ所管の常任委員会へ分割付託します。

議案第89号、平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会へ付託します。

議案第90号、平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会へ付託します。

議案第91号、平成27年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）につ

いて、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は社会厚生常任委員会へ付託します。

議案第92号、平成27年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)(案)について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託します。

議案第93号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第3号)(案)について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託します。

議案第94号、平成27年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)(案)について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託します。

議案第95号、平成27年度潟上市水道事業会計補正予算(第3号)(案)について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は産業建設常任委員会へ付託します。

【日程第29、同意第8号 人権擁護委員候補者の推薦について 及び 日程第30、同意第9号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長(伊藤榮悦) 日程第29、同意第8号及び日程第30、同意第9号、人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題とします。

同意第8号及び同意第9号について一括して提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長(石川光男) 同意第8号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記

住 所 潟上市飯田川飯塚字飯塚74番地

氏 名 門間裕一

生年月日 昭和24年3月25日

平成27年12月4日提出 潟上市長 石川光男

提案理由。

平成28年3月31日付けで人権擁護委員の門間裕一氏が任期満了となるので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものである、これが提案理由であります。

お手元に門間さんの略歴をお届けしておりますが、門間さんは平成22年4月より人権擁護委員として活動しており、適任と思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

続いて、同意第9号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記

住 所 潟上市天王字天王130番地1

氏 名 西村伊生

生年月日 昭和23年7月14日

平成27年12月4日提出 潟上市長 石川光男

提案理由。

平成28年3月31日付けで人権擁護委員の西村伊生氏が任期満了となるので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものである、これが提案理由であります。

これもお手元に西村氏の略歴をお示ししておりますが、西村さんは平成25年から人権擁護委員として活動しており、適任と思いますので、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

○議長（伊藤榮悦） 同意第8号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから同意第8号を起立により採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、同意第8号は同意することに決定しました。

次に、同意第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから同意第9号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(伊藤榮悦) 起立全員です。したがって、同意第9号は同意することに決定しました。

【日程第31、陳情第12号 必要な医療・介護が受けられ、安心して暮らせる年金制度など「社会保障の充実を国に求める」意見書提出の陳情書 から 日程第34、陳情第15号 T P P交渉に関する陳情】

○議長(伊藤榮悦) 日程第31、陳情第12号、必要な医療・介護が受けられ、安心して暮らせる年金制度など「社会保障の充実を国に求める」意見書提出の陳情書から日程第34、陳情第15号、T P P交渉に関する陳情までを一括議題とします。

陳情第12号から陳情第15号までは、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 異議なしと認めます。したがって、陳情第12号から陳情第15号までは、陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、12月8日火曜日、午前10時から本会議を再開しますのでご参集願います。

どうもご苦労様でした。

午後 2時10分 散会

